

コンベンション開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コンベンション開催支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市において行う県外の参加者が参集する大会・集会等（以下「コンベンション」という。）の開催に要する経費を補助することにより、コンベンションの誘致を促進し、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会とする。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 補助事業者が、次に掲げる条件をすべて満たす別表第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を実施する同表第2欄に掲げる者（以下「間接補助事業者」という。）に対して本補助金の額以上の間接補助金を交付する事業

ア 鳥取県以外の広域から参加者が参集するものであること。

イ 市内の宿泊施設に宿泊する県外在住の参加者の数（宿泊日数を乗じて得た延べ数とする。以下「延べ宿泊者数」という。）が、別表第4欄の範囲であること。

ウ 興業又は営利を目的としたものではないこと。

エ 宗教活動又は政治活動を目的としたものではないこと。

オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること。

(2) 補助事業者が行う前号に掲げる事業の宣伝及び事務処理に係る事業

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費は、前条第1号に掲げる事業にあつては間接補助事業の区分に応じ、それぞれ別表第3欄に掲げる経費（助成金等の特定財源を除く。以下「間接補助対象経費」という。）とし、同条第2号に掲げる事業にあつては当該事業に要する経費のうち、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、手数料、委託料、広告費、雑役務費その他市長が適当と認めた経費（以下「直接補助対象経費」という。）とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、第4条第1号に掲げる事業にあつては間接補助事業の区分に応じた間接補助対象経費に10分の10を乗じて得た額と別表第4欄に掲げる延べ宿泊者数に応じた同表第5欄に掲げる額とのいずれか低い方の額を、同条第2号に掲げる事業にあつては直接補助対象経費に10分の10を乗じて得た額を予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、補助対象事業の着手前に行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

(1) 事業計画書(様式第1号)

(2) 収支予算書(様式第2号)

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額をもって算定した額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第8条 補助事業者は、第4条第1号に規定する間接補助金(以下「間接補助金」という。)を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

規則第9条第1項、第9条の2、第10条、第12条(ただし書を除く。)、第16条、第17条並びに第18条第1項及び第3項	補助事業者等	間接補助事業者
	補助金等の交付	間接補助金の交付
	補助事業等の	間接補助事業の
	市長	補助事業者
	補助事業等を	間接補助事業を
	補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)	補助事業者が定める申請書
	補助事業等又は間接補助事業等	間接補助事業
	決定内容等	間接交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは指示
	補助事業等に	間接補助事業に
	補助事業等着手届(様式第4号)	補助事業者が定める届出書
	補助事業等が	間接補助事業が
	補助事業等完了届(様式第5号)	補助事業者が定める届出書
	補助事業等(補助金等が間接補助金等に係るものである場合にあつては、間接補助事業等。以下この条において同じ。)	間接補助事業
	補助事業等実績報告書(様式第7号)	補助事業者が定める報告書
	第10条第2項の規定により補助事業等完了届の提出があつたとき又は補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(補助金の交付)

第11条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(間接的な変更等の承認)

第12条 補助事業者は、第8条の規定により付した規則第9条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する条件に基づき、規則第9条第1項の別に定める変更等を定めるに当たっては、第9条に定める変更を定めてはならない。

(指示等の報告)

第13条 補助事業者は、第8条の規定により付した規則第9条の2又は規則第18条第3項の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第14条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業の完了、中止又は廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

(1) 事業報告書(様式第1号)

(2) 収支決算書(様式第2号)

3 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(鳥取市コンベンション開催補助金交付要綱の廃止)

2 鳥取市コンベンション開催補助金交付要綱(平成15年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業			2 補助対象者	3 補助対象経費	4 延べ宿泊者数	5 上限額	6 備考				
コンベンション開催に係る事業	大会、会議、集会、研究会、学術会議、スポーツ大会その他一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の会長（以下「会長」という。）が認める事業	全国・西日本規模	次の条件を満たす団体とする。 （１）次のいずれにも該当しないこと。 ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が５割以上出資する団体 （２）当該事業実施に当たり、次のいずれから他に補助金を受けないこと。 ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が５割以上出資する団体	会場費、機材借上代、講師等招請費、看板・ポスター等の制作費、資料印刷費、記念品代等	25 人～49 人	50,000 円	第２欄の規定にかかわらず、公益財団法人とっとりコンベンションビューローが交付する感染症予防対策支援助成金を受けた者についても、補助対象とする。				
					50 人～99 人	75,000 円					
					100 人以上	100,000 円					
		中国・中四国規模			25 人～49 人	25,000 円					
					50 人～99 人	37,500 円					
					100 人以上	50,000 円					
	企業コンベンション （企業が主催する研修、インセンティブ、スポーツ大会等の社内諸行事を行うもの） 合宿（社会人・各種大学、学校等のクラブ・部・サークル・ゼミ等が行うもの）				25 ～49 人	50,000 円					
					50人以上	75,000 円					
					25 人～49 人	25,000 円					
					50 人以上	37,500 円					
					郷土芸能出演に係る事業	次の各号のいずれかに該当するコンベンションの主催者とする。 （１）本補助金のコンベンション開催に係る事業の対象となるコンベンションであること。 （２）公益財団法人とっとりコンベンションビューローの定めるコンベンション開催助成金交付要綱の交付対象となるコンベンションであること。		交通費、出演者謝礼	25 人～199 人	25,000 円	鳥取市の郷土芸能で、会長が認めるものに限る。
									200 人～999 人	50,000 円	
1,000 人以上	75,000 円										
参加者送迎に係る事業		バス等借上代、運転手謝礼	25 人～99 人	25,000 円		鳥取市内に営業所を置く会社の貸切バス等を利用し、次に掲げる区間の送迎に要する経費に限る。 ①最寄りの交通機関～会場又は宿舎 ②会場～会場又は宿舎 ③会場又は宿舎～視察先					
			100 人～199 人	50,000 円							
			200 人～999 人	75,000 円							
			1,000 人以上	100,000 円							

事業計画（報告）書

1. 事業計画

補助事業名	コンベンション開催支援事業
事業内容	
事業内容 の内訳	

2. 補助金交付予定

【コンベンション開催補助金】(単位:円)

	交付金額	件数	所要額	摘 要
(延宿泊者数)	(A)	(B)	(A×B)	
計				

【合宿開催補助金】(単位:円)

	交付金額	件数	所要額	摘 要
(延宿泊者数)	(A)	(B)	(A×B)	
計				

【参加者送迎補助金】(単位:円)

	交付金額	件数	所要額	摘 要
(延宿泊者数)	(A)	(B)	(A×B)	
計				

【郷土芸能披露補助金】(単位:円)

	交付金額	件数	所要額	摘 要
(延宿泊者数)	(A)	(B)	(A×B)	
計				

様式第 2 号（第 7 条、第 1 4 条関係）

収支予算（決算）書

収入の部

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	摘 要
合 計				

支出の部

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	摘 要
合 計				

【消費税の取り扱い】※いずれか該当するものに○をしてください。

(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が 5 %を超えている公益法人・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度コンベンション開催支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあったコンベンション開催支援事業補助金について、コンベンション開催支援事業補助金交付要綱第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額 金 円
(年 月 日付第 号による額の確定通知額)

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円

5 仕入控除税額がない理由（選択又は記入すること。）

- ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
- ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ その他（ ）

6 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
(別紙)
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 事業実施主体名

2 事業実施主体住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金額

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
			課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経費の内訳							

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法